

「大気汚染防止法施行規則」の一部改正について



大気汚染防止法の規制対象である水素製造用改質器について、環境省では、当該施設に係るばい煙排出実態等について検討した結果、ばいじん及び窒素酸化物のばい煙濃度の測定頻度の緩和を図ること等の措置を講ずることとしました。加えて、水銀排出に関する定期測定結果の評価に用いる基準を明確化することとし、これらに関する大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令を、1月6日(金)に公布しました。

主な改正内容は、以下のようになります。

1. 水素製造用改質器に係る規制緩和措置

(1) ばい煙の測定頻度の緩和

水蒸気改質方式の改質器であって、温度零度及び圧力1気圧の下における水素の製造能力が1000 m³/時 未満の施設に係るばい煙の測定頻度

① ばいじん:排出ガス量にかかわらず、「5年に1回以上」

② 窒素酸化物:特定工場などに設置か否か、また、排出ガス量にかかわらず、「5年に1回以上」

(2) 重油換算方法の変更

水蒸気改質法により水素を製造する小規模施設及び燃料電池用改質器については、バーナーの燃料の燃焼能力に係る重油換算方法を、以下の換算式による方法へ変更します。

(現行) 重油 10L が、ガス燃料 16m³ に相当。

(変更後) 重油換算量(L/h) = 換算係数 × 気体燃料の燃焼能力(m³N/h)

換算係数 = 気体燃料の発熱量(kJ/m³N) / 重油の発熱量(kJ/L)

ただし、気体燃料の発熱量は総発熱量を用いることとし、重油の発熱量は40,000kJ/Lとします。

2. 水銀排出に関する定期測定結果の評価に用いる基準の明確化

既存施設における再測定の実施に関して、内容を以下のように変更します。

(現行) 「定期測定の結果が別表第3の3の下欄に掲げる排出基準を超えた場合は再測定を行うこと」

(変更後) 「定期測定の結果が改正省令第 16 条の 11 に規定する排出基準を超えた場合は再測定を行うこと」

ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 平成29年 1月 6 日付 環境省報道発表資料

分析技術箇所 佐藤亮平

